

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年12月28日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
1	D 小規模多機能型 居宅介護	—	概算で計画した平面図・立面図をもって応募していいのか。応募後、変更点があればその都度変更届が必要なのか。大幅な変更でなければ、そのままでもいいのか。	実際に整備することとなった場合と乖離しない内容で提出してください。
2	D 小規模多機能型 居宅介護	—	株式会社で運営する有料老人ホームを小規模多機能型居宅介護に転換する場合、事前協議の必要はあるか。小規模多機能型居宅介護の設備要件を満たすために、建物大規模修繕・改修見積書と平面図・立面図の用意が必要か。	左記の整備については、小規模多機能型居宅介護の新設となります。運営事業者候補事業者として選定される必要があるため、第5次募集に応募してください。応募書類については、募集要項に示している書類を全て用意してください。また、小規模多機能型居宅介護に応募するに当たっての事前協議は不要です。
3	D 小規模多機能型 居宅介護	—	小規模多機能型居宅介護に転換のための既存施設の改修工事は「新設」として補助金を活用できるのか。	小規模多機能型居宅介護の新設として、地域密着型サービス施設等整備事業（建設費補助）及び介護施設開設準備経費等事業を活用できる見込です。
4	D 小規模多機能型 居宅介護	—	開設準備経費等支援事業に係る補助金は、特浴（重度者用車いす用浴槽）、ベッドや車いす、BCPコロナ感染症等の隔離室やトイレ設置費用、自然災害用自家発電設備・非常用貯水タンク等の補助事業と別の補助事業で申請するのか。	別の補助事業として申請することとなります。 なお、BCPコロナ感染症等の隔離室の整備については介護施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業、自然災害用自家発電設備・非常用貯水タンク等の整備については地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業が対象となると考えられますが、既存施設を対象とする補助補助事業であるため、新規開設と同時に活用することはできません。 また、左記の備品類の購入、設備の整備等については、補助上限額の範囲内で地域密着型サービス施設等整備事業（建設費補助）及び介護施設開設準備経費等事業の対象になると考えられます。  【対象経費（介護施設開設準備経費等事業）】 施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃貸料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役員費、委託料又は工事請負費
5	D 小規模多機能型 居宅介護	—	募集圏域に指定はあるか。	募集圏域に指定はありません。市内いずれの圏域にも開設することが可能です。